四日市市告示第232号

四日市市高齢者生活支援事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市高齢者生活支援事業要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者生活支援事業要綱(平成12年四日市市告示第115号)の一部を 次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市高齢者訪問給食事業実施	四日市市高齢者生活支援事業要綱
要綱	
(目的)	(目的)

(目的)

第1条 この要綱は、低栄養となりがち な要援護高齢者及びひとり暮らし高齢 者に対し、栄養管理された食事の提供 及び当該高齢者の安否の確認を実施す ることにより、当該高齢者が住み慣れ た地域で安心して暮らし続けられるよ う支援することを目的とする四日市市 高齢者訪問給食事業(以下「事業」と いう。) の実施について必要な事項を 定めるものとする。

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第1 23号)の円滑な実施を図るため、四 日市市生活支援事業を実施するに必要 な事項を定めるものとする。

(事業)

- 第2条 生活支援事業として、当分の 間、次の各号に掲げる事業を実施する ものとする。
  - (1) 生活支援ホームヘルプサービス事

#### (2) 訪問給食事業

(目的)

第3条 生活支援ホームヘルプサービス 事業及び訪問給食事業は要援護高齢者 やひとり暮らし高齢者に対し、永年住 み慣れた地域社会の中で継続して生活 していくことを支援することを目的と する。

(対象者)

- 第2条 事業の対象者は、本市に住所を 有する65歳以上の高齢者(以下「高 齢者」という。)又は40歳以上65 歳未満の要介護者若しくは要支援者で あって、次の各号のいずれかに該当す るものとする。
  - (1) ひとり暮らしで心身の障害のために調理困難な者
  - (2) 家族全員が心身の障害のために調理困難であり、かつ、対象者の安否の見守りができない世帯に属する者
  - (3) 介護が必要な高齢者又は障害者を 介護している 7 5 歳以上の者
  - (4) 昼間又は夜間、心身の障害で調理 困難な者のみとなる世帯に属する者

(事業内容)

- <u>第3条</u> 事業内容は、次のとおりとす <u>る。</u>
  - (1) 1日につき昼食1食及び夕食1食

(対象者及び内容)

第4条 前条の事業の対象者及び内容は 本市に住所を有する者で、別表に定め るものとする。 の2食以内とし、対象者の居宅へ配 食を行う。ただし、前条第4号に該 当する対象者の居宅へは、昼食又は 夕食のみの配食とする。

(2) 安否確認を行うために原則手渡し により配食し、非常の場合は関係機 関に連絡する。

(事業者)

- 第5条 生活支援ホームヘルプサービスの事業者は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) <u>介護保険の訪問介護サービス事業</u> 者
  - (2) その他市長がこの業務に専門的知識を有し、適当と認めた者
- 2 訪問給食事業の事業者は、次の各号 に掲げるものとする。
  - (1) 介護保険の通所介護サービス事業 者
  - (2) その他市長がこの業務に専門的知識を有し、適当と認めた者

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する者は、<u>福</u> <u>祉サービス利用申請書</u>(第1号様式) を市長に提出しなければならない。

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する者 <u>(以下</u> 「申請者」という。) は、<u>訪問給食事業利用申請書(新規・変更)</u> (第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、訪問給食利用決定通知書(第2号様式)又は訪問給食利用事下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

たときは、その内容を審査のうえ、利用の<u>適否</u>を決定し、<u>その旨を福祉サービス決定(却下)通知書(第2号様式)</u>により、申請者に通知する。

第7条 市長は、前条の申請書を受理し

### (利用変更の申請)

第6条 前条の規定により事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する事業に変更が生じるときは、訪問給食事業利用申請書(新規・変更)(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

#### \_(利用変更の決定)\_

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用変更の可否を決定し、その旨を訪問給食利用変更決定通知書(第4号様式)又は訪問給食利用却下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

#### (利用の取消し)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を取り消すものとする。
  - (1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用者の死亡等により事業を行う

必要がなくなったとき。

- (3) 偽り又は不正の手段により事業を利用していることが判明したとき。
- (4) 利用者等から利用取消しの申出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定(第2号を除 く。)により利用を取り消したとき は、訪問給食利用取消通知書(第5号 様式)により、利用者に通知するもの とする。\_

(利用料)

第9条 利用者は、食費の実費相当額として1食あたり500円(消費税及び地方消費税を含む。)を負担しなければならない。

第10条 (略)

(利用料)

 第8条
 利用者は、<u>利用料</u>として<u>別表に</u>

 定める額を負担しなければならない。

第9条 (略)

改正後

削除

#### 改正前

#### 別表(第4条、第8条関係)

事業名	対象者	内容	利用者負担額
生活支援ホーム	要介護認定で非該	周囲との社会的関	1回1時間当たり
ヘルプサービス	当となったが、日	係がスムーズでな	230円(第二種
	常生活の指導、支	いため、孤立して	社会福祉事業であ
	援を行う必要があ	いる高齢者に、関	り消費税非課税対
	るひとり暮らし高	係機関等との連絡	象)

	齢者等	調整や日常生活の	ただし、生活保護
	H1 H 14	指導を行う	受給者は免除とす
		11 分で11 ノ	
			る
訪問給食事業	・ひとり暮らしで	低栄養となりがち	1食500円(消
	心身の障害のた	な高齢者の栄養改	費税及び地方消費
	め、調理困難な者	善を図るため、月	税を含む)
	・同居の家族がい	曜から土曜まで、	
	る場合は全員が心	昼夕2食を配食す	
	身の障害で調理困	る。また、安否確	
	難であり対象者の	認を行うために必	
	安否の見守りがで	ず手渡しで届け、	
	きない状況にある	非常の場合は関係	
	者	機関に連絡する。	
	・75歳以上の者		
	で介護が必要な高		
	齢者又は障害者を		
	介護している者		
	・昼間または夜		
	間、心身の障害で		
	調理困難な高齢者		
	のみとなる場合		
	(昼食又は夕食の		
	み配食)		

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 訪問給食事業利用申請書(新規·変更)

年 月 日

※自署の場合は押印を省略できます。

四日市市長 様

(利用者→在宅介護支援センター→四日市市)

2	ぎの。	とお	り訪	問給食	[事	業の利	刊用を	を申請	しま	す。				No.				
⇔⇒	id: dv	住	所											電話	番号			
甲記	清者	氏	名		利用者との続柄													
		住	所	四日市	市市	î				. I				電話	番号			
利月	用者		がな 名						男女	生年	月	日	:	年	月	月	年齢	
<b>•</b> 5	利用和	令望	サー	ビス	1	訪問給	  食〔			夕食	Ę	• <u>星</u>	全夕食〕					
•	開始	予定	日					年		月		月	$\sim$					
同		E	E 2	名		利用	者との	の続柄	白	ド 齢			職	業(勤	勤務先	:)・連	絡先等	ż
居家族の状況																		
身	視	力	サ	·通・月	見え	にくい	· · [	 <b></b>	外	出	É	由	・ 杖や	手押し	車を	使用・	· 介助·	・車イス
身体精神状況	聴	力	普	·通·聞	こう	えにく	V >- [2	 困難	移	動	É	力で	で可能・	<ul><li>部分</li></ul>	分的に	.介助·	· 全面的	りに介助
押状	言	葉	普	通・請	舌し	にくい	<b>八・</b> [万	<b></b> 困難	排	泄	É	自力で	で可能・	<ul><li>部分</li></ul>	分的に	介助・	· 全面的	りに介助
況・	要	非該	<b></b>	· 要	<b>支</b> 接	≅1 •	亜 寸:	摇 2	食	事	É	自力で	で可能・	<ul><li>部分</li></ul>	分的に	介助・	· 全面的	りに介助
要介	介護			り 1・要		-			入	浴	É	自力で	で可能・	<ul><li>部分</li></ul>	分的に	介助•	全面的	りに介助
要介護度等	度	要分	<b>♪護</b> ∠	4・要	介護	養5			着	幸え	É	自力で	で可能・	<ul><li>部分</li></ul>	分的に	介助・	全面的	りに介助
	身位	本障	害者	手帳		無	• ;	有〔	-	ı	級	:•障	害名					)
(○印を付ける)	具体	的な	は認力	和機能	<u>の</u> お	大態、	介護	上の注	E 意 点	〔、利	J开	<b>清</b> 章	<b>望などの</b>	)特記	事項			
本台	帳情	報、	税制意		要才	-	-					<b></b> 后保護	<b>菱受給</b> 情	<b>等報、</b>				(住民基を利用
i												3	対象者の	台				印

様

四日市市長

#### 訪問給食利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった訪問給食事業利用申請について、次のとおり利用決定したので通知します。

### <決定の内容>

利用者	
利用サービス	
利用限度	1日 食
利用者負担金	1 食 5 0 0 円 (サービス事業者へお支払いください)
利用開始日	

第2号様式の次に次の3様式を加える。

様

四日市市長

### 訪問給食利用却下通知書

		, , , =	
とおり却で		日付けで申請のあった訪問給食事業利用申請について、口します。	次の
<却下理	由>		

様

四日市市長

#### 訪問給食利用変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった訪問給食事業利用変更申請について、 次のとおり利用変更決定したので通知します。

## <決定の内容>

利用者	
利用サービス	
利用限度	1日 食
利用者負担金	1 食 5 0 0 円 (サービス事業者へお支払いください)
利用開始日	

様

四日市市長

#### 訪問給食利用取消通知書

訪問給食事業について、次のとおり利用の取消しを決定したので通知します。

# <決定の内容>

利用者	
取消理由	
取消年月日	

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の四日市市高齢者生活支援事業要綱の規定によりなされた利用の決定、手続その他の行為は、この要綱による改正後の四日市市高齢者訪問給食事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部高齢福祉課)